

## 確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件（案）の概要について

### 1. 趣旨

- 平成 29 年 1 月から、確定給付企業年金法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 22 号）第 43 条第 1 項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額（将来発生しうる積立不足。以下「財政悪化リスク相当額」という。）を簡易基準に基づく確定給付企業年金を除くすべての確定給付企業年金において見込むこととされた（経過措置で施行後の財政再計算までは算定不要としている）。
- 財政悪化リスク相当額の算定方法には、将来の積立金の価格変動による積立金の減少を想定し、資産区分ごとの資産額に「所定の係数」を乗じた額の合計額に基づき算定する方法（掛金を固定し財政状況に応じて給付額を調整する仕組みであるリスク分担型企業年金にあつては、予定利率の低下による負債の変動も織り込むこととされている。以下「標準算定方法」という。）と、厚生労働大臣の個別の承認を得て、確定給付企業年金の実情に応じて事業主が自ら定める算定方法（以下「特別算定方法」という。）の 2 種類の方法がある。
- 確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成 28 年厚生労働省告示第 412 号。以下「リスク算定告示」という。）が公布されてから約 2 年半が経過し、特別算定方法で申請されるケースが相当数増えており、これまでに承認したもののうち、財政悪化リスク相当額を計算する方法としてある程度確立されてきたものの中から、厚生労働大臣の承認が不要なもの、すなわち事前の審査が不要な算定方法を定め、事業主、企業年金基金及び行政側の手続の簡素化及び事務負担の軽減を図ることとする。

### 2. 改正内容の概要

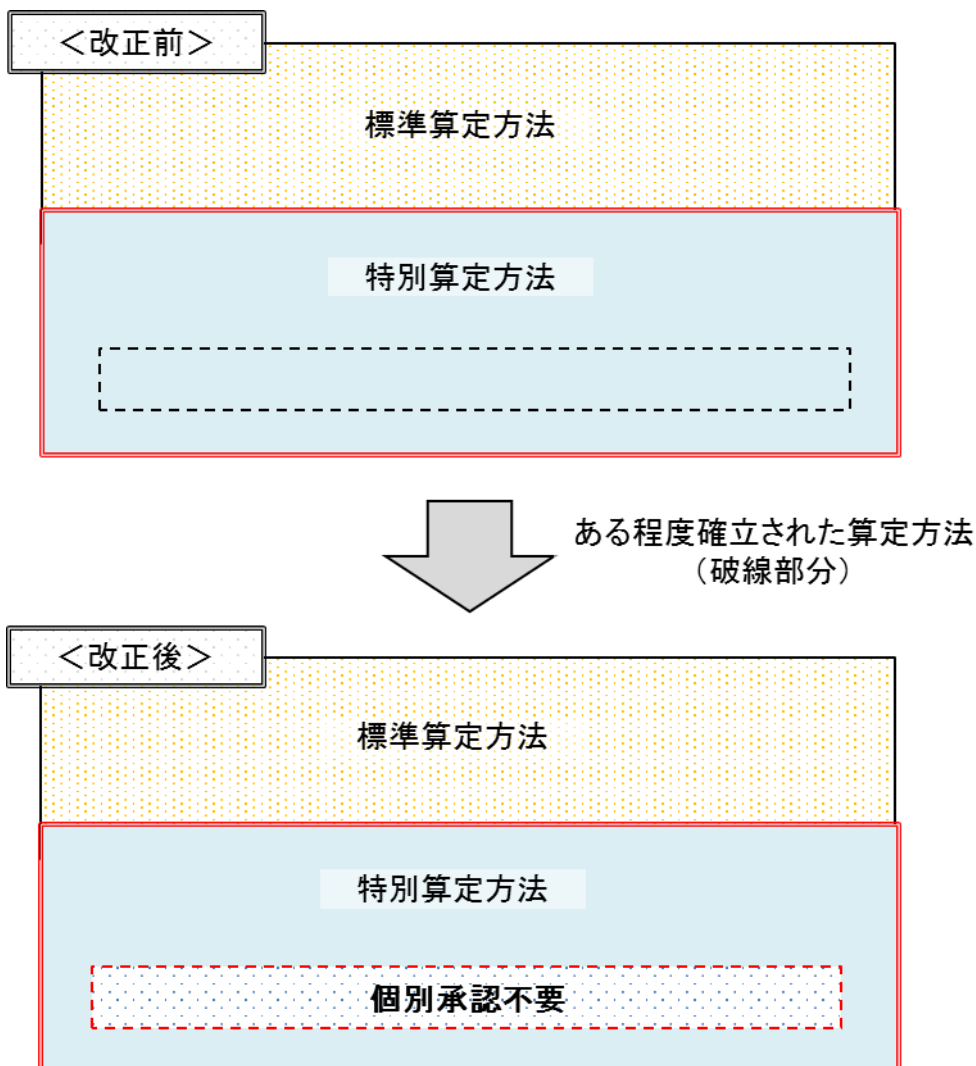
- リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金について、特別算定方法のうちこれまで承認してきた実績がある計算手法の中で、ある程度確立されたものを事前の審査を不要とする。これにより、財政悪化リスク相当額の算定方法は、標準算定方法、厚生労働大臣の承認が不要な特別算定方法、厚生労働大臣の承認申請が必要な特別算定方法の 3 通りに整理される。
- 厚生労働大臣の承認が不要な特別算定方法として定めるものは、①資産の運用結果により積立金の額が変動することで、積立不足が生じるリスク（以下「価格変動リスク」という。）、②予定利率等の基礎率の変動に伴い負債が変動することで、積立不足が生じるリスク（以下「負債変動リスク」という。）について、それぞれ以下の方法で財政悪化リスク相当額を計算する場合とする。
  - ① 価格変動リスク
    - (1) 現有資産の資産構成割合ではなく、政策的資産構成割合<sup>※</sup>に基づき算定する方法
    - (2) 権利義務承継、確定拠出年金への移換、事業所追加等を理由に積立金の額が増減する場合にそれを織り込み算定する方法
  - ※ 政策的資産構成割合とは、積立金の運用の目標を達成するために定める長期にわたり維持すべき資産の構成割合のことである。
  - ② 負債変動リスク
    - 予定利率が 1%低下した場合の負債の増加リスクを見込む方法
- その他、条項ずれの処理等の所要の改正を行う。

### 3. 適用期日等

告示日：令和元年12月上旬予定

適用日：告示日（なお、公布日前に既に特別算定方法の申請を行っているものは、改正前のリスク算定告示の例によるものとする。）

#### 【改正イメージ】



※ 厚生労働大臣の承認が不要な特別算定方法については、リスク算定告示第6条に基づく年金数理人の確認に加え、リスク対応掛金の拠出に係る規約変更時の厚生労働大臣に対する承認申請等において、その算定方法の妥当性を確認することになる。